

多可町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ【多可町の対応】

令和2年5月1日（金）午後3時現在

本日対策本部を開催し、緊急事態宣言が延長された場合の取り組みについて協議・決定した多可町対応内容等をお知らせします。

◆「新型コロナウイルスに関する生活相談窓口」の現状について

○4/30窓口開設

○特別定額給付金の申請案内の発送準備を実施

- ・5/1に郵便局へ送達し、5/11ぐらいに各世帯に到達予定
- ・5/8広報たか臨時号（生活相談窓口の紹介）を新聞折り込み

◆多可町役場職員の勤務体制

○現在：A、Bの2班による時差勤務

○5/7（木）～5/10（日）

現在の時差出勤を継続

○5/11（月）～5/31（日）

- ・時差出勤を継続
- ・サテライトオフィスを設置し、各課長及び在宅勤務が難しい希望職員が利用
本庁内4階 401会議室、第2委員会室、監査委員室、中プラザ等
- ・両地域局は通常勤務体制に戻す

◆町立小中学校の対応

○5/31（日）まで休業を延長

◆町主催イベント・会合等について

○小規模な会合以外、5/31（日）まで原則中止・延期

◆公共施設について

○5/31（日）まで休館・一部閉鎖を延長

- ・図書館：現在の対応（閉館とし、予約貸出のみ実施）を継続
- ・児童館：休館
- ・子育てふれあいセンター：休館
- ・那珂ふれあい館：休館（トイレは外側から利用可）
- ・屋外施設・屋内施設：貸し出しの中止または休館
- ・余暇村公園：ゴールデンウィークを含めて、当面の間、遊具の使用を禁止
駐車場については、第1駐車場のみとし、他の駐車場は閉鎖。

他

◆認定こども園

○5/17（日）まで登園自粛を要請

(18日以降は、緊急事態宣言の延長発表により再度登園自粛要請を実施)
○通園バスも5/17まで休止

◆要介護認定の延長措置について

○R2.4.7 厚生労働省老健局老人保健課事務連絡を受け、西脇市、西脇多可行政事務組合(認定審査課)、西脇市多可郡医師会と調整し、要介護認定の有効期間の延長措置を実施

- ・令和2年6月30日で認定期間が終了し、更新が必要な被保険者から要介護度の有効期間を一律12カ月合算(延長)する。
- ・ただし、更新の際に対象者の身心の状態の悪化、改善が認められ、通常の認定調査、主治医意見書の作成等が必要な場合は、これまでどおり。
- ・有効期間の合算(延長)の取り扱いは、兵庫県を対象とした緊急事態宣言が解除されるまでを想定し、国の動向を注視しながら、西脇市、西脇多可行政事務組合(認定審査課)、西脇市多可郡医師会と調整して決定する。

◆観光交流施設について

○道の駅

- ・道の駅 杉原紙の里・多可：5/3～5/6休業
- ・道の駅 山田錦発祥のまち・多可：5/2～5/6休業
- ・5/7以降は16:00までの時間短縮営業に変更予定

○ラベンダーパーク多可

様子を見ながら開園時期を調整

◆その他

- 特別定額給付金等に便乗した詐欺まがいの不審電話、不審メールの事例があり。広報車及び防災行政無線(5/2放送)により被害にあわないように注意喚起を実施する。